

## 令和4年度弘前市町会等街灯交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明るいまちづくりと地域住民の安全な生活環境の維持を図るため、東北電力株式会社又は小売電気事業者（以下これらを総称して「電気事業者」という。）へ公衆街路灯（以下「街灯」という。）の電気料金を納入した団体等に対し、令和4年度予算の範囲内で街灯交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 団体等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 弘前市の区域における字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を現に行い、又は行うことが明らかであるもの。

イ 平成25年以前に設置された団体。ただし、上記アを除く。

(2) 小売電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号の小売電気事業者をいう。

(交付金の交付の対象とする街灯)

第3条 交付金の交付の対象とする街灯は、団体等が電気事業者と公衆街路灯契約を締結している街灯とする。ただし、平成26年以降に団体等が設置した街灯で、電気事業者と公衆街路灯契約を締結しているものを除く。

(交付金の交付基準)

第4条 交付金の額は、団体等が電気事業者へ納入した暦年における街灯電気料金相当額（以下「相当額」という。）に、街灯維持管理費として当該相当額の100分の7に相当する金額を加算した額とする。ただし、団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額をもって相当額とする。

(1) 街灯数が150灯未満で、次条に規定する上半期分及び下半期分それぞれの相当額（以下この号及び次号において「半期分相当額」という。）が150,000円を超えるとき 150,000円に当該年度初日における団体等に加入する世帯数に240円を乗じて得た額を加算した額（その額が半期分相当額を超えるときは、半期分相当額）

(2) 街灯数が150灯以上で半期分相当額が250,000円を超えるとき 250,000円に当該年度の初日における団体等に加入する世帯数に240円を乗じて得た額を加算した額（その額が半期分相当額を超えるときは、半期分相当額）

(交付金の交付時期)

第5条 前条の規定により算出して得た交付金は、令和4年1月分から同年6月分までの電気料

金に係るものを上半期分として同年9月に、同年7月分から同年12月分までの電気料金に係るものを下半期分として令和5年3月に、それぞれ交付するものとする。

(交付金の申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする団体等(以下「交付申請者」という。)は、令和4年度弘前市町会等街灯交付金交付申請書(様式第1号)により、上半期分を令和4年7月に、下半期分を令和5年1月に市長に申請しなければならない。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 電気料金がかかる明細書の写し
- (2) 電気料金を支払ったことが分かる書類の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、交付申請書及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項を審査し、又は調査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付金の交付を決定するものとする。

- (1) 当該申請に係る交付金の交付がこの要綱で定めるところに違反していないこと。
- (2) 金額の算定に誤りがないこと。
- (3) その他交付金の交付の決定に必要なこと。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付金の交付を行うため必要があると認めるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付を決定することができる。

(決定の通知)

第8条 前条第1項の規定による交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を令和4年度弘前市町会等街灯交付金交付決定通知書(様式第2号)により、交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付申請者は、前条の通知書を受領した場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容に不服があるときは、交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(決定の取消し)

第10条 市長は、法令等若しくはこの要綱の規程又は市長の指示に違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第8条の規定は、前項の取消しをした場合について準用する。

(交付金の返還)

第11条 市長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(交付方法)

第12条 市長は、交付金の交付の決定後、団体等が指定する口座に交付金を振込むものとする。

(帳簿等の保管)

第13条 交付金の交付を受けた団体等は、交付の対象となった街灯の電気料金等の内容を証する書類を、令和10年3月31日まで保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第6条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地  
申請者 団体名  
役職・氏名

令和4年度弘前市町会等街灯交付金交付申請書

令和4年度弘前市町会等街灯交付金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり  
令和4年度 半期（ 年 月分～ 月分）街灯交付金の交付を申請します。

記

1 申請額 円

2 添付書類

- (1) 電気料金分かる明細等の写し
- (2) 電気料金を支払ったことが分かる書類の写し

備考

- 1 氏名は署名してください。本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 2 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：市民生活部 市民協働課  
電話：35-1664

